

住宅リフォーム助成対象工事一覧表

平成28年4月現在

内 容	適否	備 考
屋根、外壁、軒天の改修	○	ただし、他から補助を受けたものは対象外
屋根、外壁、軒天の塗装 コーキング工事	○	
屋根に設置する雪止めの設置	○	
雨樋の取り替え	○	
フローリング（床）、クロス等の貼り替え	○	
ドア、ふすま、障子等、建具の交換	○	
間取り等の変更に伴う壁等の造作	○	
床・扉等のバリアフリー化、手すりの設置	○	ただし、他から補助を受けたものは対象外
浴室・ユニットバス・トイレ・洗面の改修・設置	○	ただし、他から補助を受けたものは対象外
下水道等排水設備工事	○	トイレ・台所・浴室等の内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴う場合に限る。
システムキッチンの設置	○	台所の内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴う場合に限る。 IHクッキングヒーター、オーブン、食器洗淨機についてはキッチン組込のものに限り対象
ガス給湯器、灯油ボイラー、暖房設備の設置	○	ただし、他から補助を受けたものは対象外
電気温水器の設置	○	
火災報知機の設置	○	電池式も対象
防犯装置（監視カメラ、赤外線防犯システム等）の設置	○	
家庭用防犯システムの設置	○	
テレビドアホンの設置	○	
換気扇、換気空清機ロスナイの設置	○	
ホームエレベーターの設置	○	
カウンター、棚、収納の造作、システム収納の設置	○	
照明器具	×	内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴うものに限り、対象
スイッチ、コンセント、配線の設置等の電気工事	○	
電気製品（エアコン、テレビ、ストーブ等）の購入	×	製品代、取付工事費は対象外 ただし、テレビを壁掛けにするための壁の改修については対象 壁・天井埋込型スピーカーの設置については内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴うものに限り、取付工事費を対象 プロジェクター・スピーカーの天井・壁への取付は対象外

内 容	適否	備 考
合併処理浄化槽の設置	○	
玄関フード・サンルームの増築 (住宅と一体であること)	○	
住宅組込車庫・物置の増改築	○	ただし、既製ユニットは対象外
住宅と別棟の車庫、カーポート、物置の設置工事	×	
渡り廊下で住宅とつながる棟の増築	×	
農作業小屋（納屋、D型倉庫等）	×	
兼用住宅のうち、住宅部分を含む改修・増築	○	
兼用住宅のうち、店舗・事務所部分だけの改修・増築	×	
門・塀ほか外構工事、ロードヒーティング工事	×	
バルコニーの増築	○	
ウッドデッキ、パーゴラの設置	×	
融雪槽の設置	×	
広告、看板の設置	×	
窓ガラスの交換	○	ただし、他から補助を受けたものは対象外
網戸の交換	○	
窓（サッシ）の設置工事	○	ただし、他から補助を受けたものは対象外
太陽光発電装置の設置	×	
地中熱ヒートポンプ冷暖房設備工事	○	ただし、他から補助を受けたものは対象外
リフォームに伴う廃材の処理費用	×	
建物の新築に要する費用	×	
この表に掲示のない工事	△	個別審査により決定

ただし、市の他の制度による補助や国等の補助を受けた工事費用は対象外です。

・富良野市中小企業振興条例の規定に基づく店舗等新築改修費補助金を受け、3ヶ年を経過していない建物	・障害者自立支援法に基づく住宅改修費で、富良野市地域生活支援事業実施要綱により給付を受けたもの
・富良野市水洗化等改造資金貸付に関する条例及び富良野市水洗化改造に関する補助金条例に基づく資金の貸付又は補助を受けたもの	・介護保険法及び富良野市住宅改修費助成要綱の規定に基づく支援を受けたもの
・その他国、道、市からの補助を受けたもの	

お問い合わせは
市役所 都市建築課（TEL39-2316）まで